

徳島県労務費ダンピング調査実施要領

徳島県が発注する建設工事に係る工事費内訳書の労務費ダンピング調査の実施に必要な事項について以下のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び第13条の規定により、国土交通省不動産・建設経済局が公共発注者向けに策定した「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、建設現場で働く技能労働者の処遇改善を図ることを目的に建設業者が提出する工事費内訳書（以下、「内訳書」）で適正な水準の労務費が確保されていることを調査（以下、「ダンピング調査」という。）するものとする。

(ダンピング調査の対象者及び調査内容)

第2条 本調査の対象は、設計金額5千万円以上のうち発注者が選定した建設工事を対象とし、落札候補者となった者が提出した内訳書に記載の直接工事費を指標として調査を行うこととする。

(ダンピング調査の基準)

第3条 建築工事以外の工事は、落札候補者が提出した内訳書に記載されている直接工事費が、当該工事の直接工事費の官積算額に「0.97」の係数を乗じた金額（以下、「一定水準」）を基準に確認を行うものとする。なお、ダンピング調査の手順は、別紙「労務費ダンピング調査フロー図」を参照すること。

2 建築工事は、落札候補者が提出した内訳書の直接工事費が、当該工事の直接工事費の官積算額に「0.873」の係数を乗じた金額を基準に確認するものとする。

3 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

(ダンピング調査の実施)

第4条 直接工事費が一定水準の基準を満たしているか確認を行い、一定水準を下回る入札が行われた場合は、契約担当者は、落札者の決定を保留し当該入札価格で契約内容に適合した適正な水準の労務費が確保されているか否かを判断するため、次の各号に掲げる項目のうち必要な事項について、当該入札価格で入札した者のうち落札候補者となった者に対して、期日を定めて調査に必要な書面「(理由書)」を提出させるとともに、事情聴取を行うなどの方法により調査を実施する。調査に使用する資料は、入札時に提出した工事費内訳書及び本調査で提出させたもので行うこととする。なお、落札候補者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行っている場合は、低入札価格調査と並行して調査を実施することができる。

- (1) その価格により入札した理由の聴取
- (2) その他必要な事項

(審査の実施)

第5条 契約担当者は、工務担当者と調査結果の審査を行う。

(落札者の決定等)

第6条 契約担当者は、審査の結果、当該工事の契約内容に適合した適正な水準の労務費が確保されると認められた場合は落札候補者を落札者と決定する。しかし、審査の結果、適正な水準の労務費が確保されていないおそれ等があると認められた場合は、落札候補者に対し、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請を書面により行い、落札候補者を落札者と決定するとともに、建設Gメンへ通報を行うこととする。ただし、調査対象者が調査基準価格を下回る価格で低入札価格調査により適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が一定水準を下回る入札者であった場合には、第5条以降と同様の手続による。

また、総合評価落札方式による入札の場合、評価値の同じ者が複数である場合は、それらの者でくじにより決定された者について、第4条以降と同様の手続による。

(入札の失格)

第7条 第4条の調査に対して、協力しない場合、若しくは提出期限内に提出がなかった場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

(落札者の通知)

第8条 落札結果は、落札者及び他の入札者全員に対して、書面により通知する。ただし、徳島県電子入札システムによる入札の場合は、当該システムにより通知する。

(入札参加者等への周知)

第9条 本制度の円滑な運用を図るため、入札公告に「本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。」旨を記載するとともに、入札公告等に次のことを周知し、問題が発生しないよう配慮する。

- (1) 一定水準が設定されること。
- (2) 一定水準を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 一定水準を下回った入札を行った者は、総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 一定水準を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (5) 一定水準を下回った入札を行った者で、合理的な理由がないものは、建設Gメンへ通報することがあること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。